

新型コロナウイルスワクチン接種について

1 接種状況（令和4年10月2日現在）

	接種回数※1	接種率 (対人口※2)	備考
1回目	100,279回	80.47%	小児（5～11歳） 1回目：27.60% 2回目：26.09% 3回目：5.04%
2回目	100,412回	80.58%	
3回目	82,844回 ※3（35回）	66.48%	
4回目	28,864回 ※3（284回）	23.16%	60歳以上の接種率：76.35%

※1 小金井市に住民登録のある方の全国での接種回数を集計

※2 人口は、令和4年1月1日時点

※3 接種回数のうちオミクロン株対応ワクチンの接種数

2 小金井市のオミクロン株対応ワクチン接種体制

(1) 集団接種

ア 保健センター

令和4年9月24日（土）から10月9日（日）まで

イ 大規模接種会場（旧西友）

令和4年10月12日（水）から令和4年12月末まで水・木・土・日の予定

(2) 個別接種

令和4年10月31日（月）から開始。

12月末まで43医療機関（自院患者等のみ実施の8医療機関含む）が参加

3 小金井市が使用中又は使用予定のワクチンについて

(1) 3回目から5回目対象者（12歳以上）

ア 集団接種 ファイザー（BA.1）、モデルナ（BA.1）（18歳以上）

イ 個別接種 **ファイザー（BA.4/5）**

(2) 1回目・2回目対象者（12歳以上）

ア 集団接種 従来ファイザー、ノババックス

イ 個別接種 なし

(3) 小児（5歳から11歳まで）1回目から3回目対象者

ア 集団接種 小児用ファイザー

イ 個別接種 なし

(4) 乳幼児（6か月から4歳まで）1回目から3回目対象者（※）

ア 集団接種又は個別接種（現在調整中）

（※）開始時期、接種回数、接種間隔ともに詳細は示されていない。

事 務 連 絡
令和 4 年 9 月 29 日

各区市町村危機管理主管部長 殿

東京都総務局危機管理調整担当部長
高田 照之

新型コロナウイルス感染症対策における連携した取組について

各区市町村におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に特段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、広報車、メール配信サービス、防災無線等を活用した感染防止対策の呼びかけに御協力をいただいておりますが(令和4年7月15日付4総防管第1116号及び8月26日付4総防管第1377号)、感染が下降傾向にあること等を踏まえ、9月末をもって本件依頼を終了させていただきます。

直前の御案内となったことについてお詫びするとともに、これまで御協力に対し、改めて感謝申し上げます。

なお、これから冬に向けて感染の再拡大やインフルエンザとの同時流行が懸念されております。都としては医療提供体制に万全を期すとともに、都民及び事業者の皆様には、「感染拡大防止の取組」(令和4年9月13日、第76回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議)により、感染防止対策の実行を要請及び協力依頼をしております。

各区市町村におかれましても、引き続き「感染拡大防止の取組」に御理解及び御協力を賜りますようお願いいたします。重ねてお願い申し上げます。

(担 当)

東京都総務局総合防災部防災管理課 濱田・村木
電話 03-5320-7891 (直通)

各市町村 担当者様

東京都福祉保健局感染症対策部
防疫・情報管理課長

新型コロナウイルス感染症の発生届限定化に伴う
陽性者の情報提供の対応について

平素より都の保健衛生行政に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

現在、都は、新型コロナウイルス感染症陽性者等への支援を行う市町村に対し、個人情報情報の取扱いに関する同意書もしくは協定書を締結した上で、各自自治体に居住する陽性者の情報提供を行っています。

今般、令和4年9月12日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「With コロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて」により、新型コロナウイルス感染症の発生届出対象の患者（以下、「届出対象患者」という。）が、①65歳以上の者、②入院を要する者、③重症化リスクがあり治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要な者、④妊婦の4類型に限定されることを受け、届出対象外となる患者（以下、「届出対象外患者」という。）等の情報提供について、下記の通り対応することとしましたので、お知らせいたします。

記

1 発生届の対象者限定後の情報提供について

届出対象患者が限定された後も、Smooth File を通じた情報提供を継続いたします。ただし、届出対象外患者については、東京都陽性者登録センターに登録された情報を提供するため、提供情報は、①氏名、②住所、③電話番号、④生年月日、⑤性別、⑥発症日の6項目になります。

詳細は、別紙「発生届限定化に伴う陽性者の情報提供の変更点について」を参照願います。

2 変更時期

令和4年9月28日（水）午前9時から

3 その他

今回の変更を受け「市町村における新型コロナウイルス感染症陽性者等の支援活動に係る個人情報情報の取扱いに関する協定書」の改訂を予定しています。詳細は決まり次第ご連絡いたします。

（担当・問合せ先）

東京都福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課
情報管理総括担当 原田

電話 03-5320-7659

Mail Toshirou_Harada@member.metro.tokyo.jp

(別紙) 発生届限定化に伴う陽性者の情報提供の変更点について

1 届出対象患者情報（発生届提出分）

項目	情報提供における変更点
対象患者	<p>①65歳以上の方 ②入院を要する方 ※診断時点で直ちに入院が必要でない場合であっても、基礎疾患等により、入院の必要が生じる可能性があるとして医師が判断した場合も含まれる。 ③重症化リスクがあり、かつ、新型コロナウイルス治療薬の投与が必要な方、又は、重症化リスクがあり、かつ、新型コロナウイルス罹患により新たに酸素投与が必要な方 ④妊婦</p>
情報提供項目	変更なし
1 患者あたりの情報提供期間	変更なし（新規登録から療養終了まで毎日提供）

2 届出対象外患者情報（東京都陽性者登録センター登録分）

項目	情報提供における変更点
対象患者	<p>届出対象外患者で、 ①医療機関を受診せず自己検査等で陽性になった方 ②医療機関で陽性の診断を受け、都が実施する支援を希望される方</p>
情報提供項目	<p>① 氏名、② 住所、③ 電話番号、④ 生年月日、⑤ 性別、⑥ 発症日 ※原則として、患者本人が陽性登録センターに申請した際に申告頂いた内容になります。</p>
1 患者あたりの情報提供期間	新規登録時のみ提供

※ 1, 2 いずれの情報も、届出日の翌々日に提供